

件名

協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資について同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号  
農林水産省

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資について  
金融監督庁  
の同項の主務大臣が定める率を定める件（平成十二年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、  
農林水産省  
令和八年六月二十五日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊  
農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五條第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号又は第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号又は第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四條第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第二号又は第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。）</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。